

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 7月 1日施行

令和 8年 6月 30日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町規程第6号

佐用町職員の病気休暇及び休職の期間に関する規程の一部を改正する規程

佐用町職員の病気休暇及び休職の期間に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8年 6月 30日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町規程第 6 号

佐用町職員の病気休暇及び休職の期間に関する規程の一部を改正する
規程

佐用町職員の病気休暇及び休職の期間に関する規程（平成26年佐用町規程第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（通算期間の特例）

第 3 条 精神及び行動の障害による病気休暇又は休職の承認等を受けた職員に係る
前条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の規定の適用については、同条各項中「6 月」とあるのは、「12月」とする。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。